

主催者として、一言、ご挨拶申し上げます。

平成17年に、島根県の条例によりまして「竹島の日」が制定されて以来、7年を経過し、本日、国会議員の皆様をはじめ、このように多くの方々をお迎えして記念式典が開催できますことは、誠に喜ばしいことでもあります。

参加いただきました皆様に心よりお礼申し上げます。

この7年間の活動などを通じまして、国内では、中学校の地理と公民の教科書全てに竹島問題が取り上げられるなど、学校教育の場で一定の進展がありました。また、外務省による外国向け広報資料の発行など、対外広報におきましても進展が見られたところでもあります。

こうした活動に対し、ご理解とご支援を賜りました多くの皆様に、厚くお礼を申し上げる次第であります。

他方、最近の竹島をめぐる韓国側の動きを見ますと、竹島に各種施設を建設したり、韓国の主要閣僚が竹島を訪問する一方で、日本の国会議員等の入国を拒否するなど、竹島占拠を既成事実化しようとする動きを強めております。こうした動きは決して容認できるものではありません。

さらに、日本の領土をめぐるのは、一昨年尖閣諸島での中国漁船の衝突事件や、ロシア大統領の北方領土訪問など、様々な問題が表面化してきております。

竹島に限らず、日本の領土権の確保のためには、国民全体の理解と世論の盛り上がりが必要不可欠であります。最近の厳しい状況を踏まえて、より一層国民世論を高めるよう取り組んでいく必要があると考えております。

県では、これまで、国に対しまして竹島の領土権の確立に向けて、日韓両国政府間で粘り強く話し合いを行うよう、強く要望して参りました。

そして、そのためにも政府部内に、竹島問題全体を所管する組織を設置するよう求めてきております。

そうした中で、隠岐の島町に啓発施設を設置することなどの要望を行ってきております。

また、県の竹島問題研究会では、竹島領有権についての日韓両国の主張やその根拠となる

歴史的資料等の確認を行い、日本の主張の正当性について検証するなど、幅広く調査研究が進められております。

さらに、そうした研究の成果を基に、県内の学校では竹島学習が独自に進められているなど、一定の成果が出ているところであります。

県としましては、今後もこうした取り組みを続け、県民及び国民への啓発と世論の盛り上げに努めて参ります。

本日出席頂きました国会議員の皆様には、国政の場でさらに活発な活動を行っていただき、政府が竹島の領土権の確立に向け、さらに必要な対応をされていくよう、強く要請するものであります。

終わりに、お集まりの皆様方には、引き続き力強いご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。主催者としての挨拶とさせていただきます。